

議案第 88 号

特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

加西市長 西 村 和 平

特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例（昭和42年加西市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

第2条 特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「100分の220」を「100分の222.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(審議資料)

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に準じ、特別職の期末手当について
所要の改正を行うもの。

【概 要】

- ・特別職の期末手当の支給月数を0.05月分引き下げる。(年間4.50月→4.45月)

	6月期	12月期
2年度	2.25月	<u>2.20月</u> (現行2.25月)
3年度以降	<u>2.225月</u>	<u>2.225月</u>